

医療法人篠田好生会行動計画

職員が、仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うとともに、地域社会に根ざし貢献する職場となるため、次のような行動計画を策定する

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に10人以上取得すること
女性職員・・・取得率を97%以上にすること

〈対策〉

- 令和8年度～ 男性職員も育児休業を取得できることを周知するため、育児休業取得の促進のためのパンフレットを作成し配布する。
- 令和8年度～ 妊娠中の職員へ母性健康管理についてのパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

目標2：男女の勤続年数の差を1年以下とする。

〈対策〉

- 令和8年度～ 職員の勤務年数状況を把握
- 令和8年度～ 勤務継続に繋がる計画を検討

目標3：年次有給休暇の取得日率を50%にする。

〈対策〉

- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和8年度～ 院内広報等を活用した啓発実施
- 令和8年度～ 年次有給休暇の計画的付与導入を検討